

## 和歌山市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和4年1月7日付けで和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があり、同日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

### 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

- |      |            |        |
|------|------------|--------|
| (1)  | 和歌山市善明寺    | 池田 香弥  |
| (2)  | 和歌山市大河内    | 神谷 憲次  |
| (3)  | 和歌山市杭ノ瀬    | 木村 友美  |
| (4)  | 和歌山市栄谷     | 金原 徹雄  |
| (5)  | 和歌山市関戸3丁目  | 坂本 文博  |
| (6)  | 和歌山市堀止西2丁目 | 笹尾 恭子  |
| (7)  | 和歌山市東高松2丁目 | 島 久美子  |
| (8)  | 和歌山市堀止西2丁目 | 島 廣樹   |
| (9)  | 和歌山市毛見     | 竹内 良平  |
| (10) | 和歌山市関戸4丁目  | 豊田 泰史  |
| (11) | 和歌山市鳴神     | 日野 のぞみ |
| (12) | 和歌山市有本     | 藤澤 衛   |
| (13) | 和歌山市大谷     | 南本 禮子  |
| (14) | 和歌山市紀三井寺   | 山形 由廣  |

### 2 請求の要旨

和歌山県は、和歌山市マリーナシティにカジノを含む統合型リゾート（以下「IRカジノ」という。）の誘致をすすめています。事業者の有力候補とされていたサンシティグループに資金洗浄疑惑が浮上し、突然撤退を表明したことから、県は急遽クリアベストグループを事業者を選定、同グループと区域整備計画案を作成し、2022年2月の和歌山市議会において同意を求める計画です。

しかし、カジノは刑法が禁ずる賭博行為そのものです。IRカジノはギャンブルで客からお金を吸い上げることで成り立っています。さらに、反社会勢力の資金源や資金洗浄等

の犯罪の温床、地域経済の破壊、ギャンブル依存症患者の増加、青少年の健全育成の阻害、教育・社会環境の悪化等が危惧されます。そのような I R カジノ施設に、一度開業すれば 40 年間も営業権が与えられることとなります。

和歌山市は「SDG s 未来都市」をめざし国から選定され、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性ある社会、経済、環境」を目標にしています。しかし、「SDG s 未来都市」と「I R カジノ施設」は“正反対である”“矛盾している”等の意見が市民の中に多く存在します。「I R カジノ施設は、日本遺産に認定された和歌の浦の自然と景観を破壊する」との懸念の声も聞かれます。

直近の和歌山市長選挙や同市議会議員選挙では、この I R カジノ誘致の是非は議論されませんでした。

私たちは、和歌山市の将来のまちづくりに大影響をもたらすこの施策＝「I R カジノ誘致」について、住民投票で市民の意見を反映させることが民主主義と住民自治の基本であると考えます。

住民投票の条例制定請求は、憲法に基づく地方自治法第 74 条による住民の権利です。和歌山市の未来を決める重要施策に、地方自治の主権者である市民の意思を反映させるべきです。住民投票条例の制定によって住民の市政への関心が高まり、参加型民主主義と自治意識が豊かに成長することになるでしょう。

よって、和歌山市マリーナシティへの「I R カジノ誘致」の賛否を問う住民投票条例を制定するよう請求します。